

環境省は、不知火海沿岸住民の悉皆調査を行い 水俣病の認定基準を改めよ

本日16日、最高裁判所において、2つの裁判の判決がありました。いずれも故人が水俣病であったことを認めるよう求めている裁判です。（裁判の概要は裏面を参照してください）

この被害者たちが水俣病申請をしたのは、1973年と1974年です。以来40年近くも経ち、被害者本人は2人とも既に故人となっています。1956年に社会問題化し「公害の原点」とも呼ばれる水俣病。被害者は、なぜ未だにこのような裁判を続けなければならないのでしょうか。

それは、行政が一度も不知火海沿岸住民の悉皆調査をしていないことに、全ての原因があります。水俣病は人類が初めて経験した、環境汚染による食物連鎖（生体濃縮）を通じて発生した公害病です。被害現場や被害者を丹念に調査する以外に、その実態を把握する手段はないのです。

しかも環境省は、医学的根拠のない認定基準（52年判断条件と呼ばれています）によって、本来ならば水俣病患者として補償しなければならない多くの被害者を、切り捨てています。

この認定基準は、2004年のチッソ水俣病関西訴訟最高裁判決をはじめ、幾度も司法によってその非医学性・違法性が指摘されてきましたが、環境省はあくまでも見直そうとはしません。

このため水俣病は5月1日には公式確認から57年目となる現在でも、環境省は約7万人もの膨大な未認定患者を「水俣病にもみられる感覚障害等の神経症状を有する者である」が「水俣病ではない。原因は不明」などとして放置し続けている異常な状況に置かれています。

現在、東京電力福島原発事故による放射能汚染被害が心配されていますが、今、被害者の側に立つという姿勢に環境省を正さなければ、10年後20年後には、より大きな規模で水俣と同じ状況が繰り返されます。水俣病の担当部署の責任者だった職員が、今度は福島原発事故の放射能汚染被害を担当しているのです。（裏面を参照してください）このままでは日本から公害被害がなくなることはありません。

本日21時より、この霞ヶ関合同庁舎5号館内で、最高裁の判決を受けた遺族（裁判原告）と弁護団・支援者が、環境省と交渉をします。主な要求項目は以下の3点です。

- ① Fさん、溝口チエさんを水俣病患者として認めよ
- ② 不知火海沿岸住民の悉皆調査を行い、本人申請主義の認定制度を改善せよ
- ③ 認定基準（2001年に「処理基準」となったが内容は全く同じ）を改定せよ

また本日18:30より、隣の弁護士会館10階で最高裁判決報告集会を開きます。

是非、皆様のご支援・ご協力をお願いします。

* F氏認定義務付け訴訟弁護団（代表 弁護士 田中泰雄）

大阪府大阪市北区西天満 1-2-5 大阪J Aビル13F 大阪法律センター法律事務所

* 溝口訴訟弁護団（代表 弁護士 山口紀洋）

東京都中央区日本橋 2-16-3-61 吉勝法律事務所 連絡先：090-7816-4974（鈴木）

* 東京・水俣病を告発する会、チッソと国の水俣病責任を問うシンポジウム実行委員会
東京都千代田区神田淡路町1-21-7 静和ビル1 A

<Fさん訴訟>

Fさんは1925年に水俣で生まれ、1971年に関西へ移住しました。1973年から3回の認定申請をしましたが、いずれも棄却されたため、1982年に提訴されたチッソ水俣病関西訴訟の原告に加わりました。この訴訟で2004年10月15日に最高裁は、現行の水俣病の認定基準（52年判断条件）を事実上否定し、国と熊本県の加害責任を認めたとうえで、Fさんを水俣病と認める判決を言い渡しました。

しかし、環境省は「損害賠償請求訴訟でいうメチル水銀中毒と行政認定における水俣病とは異なる。最高裁判決は52年判断条件を否定はしていない」と主張し、行政認定を拒んでいます。このため、Fさんは水俣病と行政認定することを求めた訴訟を、新たに2007年に提訴せざるを得ませんでした。

2012年4月12日に大阪高裁は、臨床症状としては四肢の感覚障害しか認められないFさんが水俣病である可能性は低い、という判決を言い渡しました。環境省が結審直前に提出した3医師での意見書を、この医師等に対する尋問も行わずに鵜呑みにした不当な判決でした。

しかし実は、環境省はFさんを水俣病と診断した医師の意見書は提出せず、あまつさえ、この医師に証人として「Fさんを棄却相当とした認定審査時の判断は妥当であった」と証言することを求めていたのです。大阪高裁の判決内容に驚いたこの医師が告発によって、本年2月になって、この環境省が偽証を要請したとも言える経緯が発覚しました。この当時に環境省の水俣病担当部署である環境保健部特殊疾病対策室長だった桐生康生氏は、現在、放射線健康管理担当参事官の職に就き、福島原発事故に関する甲状腺調査を実施しています。

Fさんは2012年4月に最高裁に上告しましたが、本年3月3日に死亡したため、現在は長女が裁判を引き継いでいます。

<溝口訴訟>

故溝口チエさんの水俣病認定を求めて、次男の秋生さんが原告となっている裁判です。

チエさんは1974年に熊本県に認定申請をしましたが、県は3年を経ても認定のための検診を終了しないまま放置し、チエさんは1977年に死亡しました。このチエさんのような「未検診死亡者」は、約400人もいるのです。そして、認定申請から21年間も審査を放置した1995年になって、「判断するための資料がない」という理由で認定申請を棄却しました。

未検診死亡者を審査する場合には、申請者が生前にかかっていた病院等から必要な資料を集めることが、環境省自身が定めた認定基準（52年判断条件）にも明記されています。

ところが、その後の行政不服審査請求や裁判によって、熊本県が病院調査を始めたのは、チエさんが死亡してから17年も後の1994年であったこと、しかも、その間の1988年には、環境庁（当時）と熊本県の間で、「民間資料を利用すると認定率が8割近くになってしまう」「申請者に有利な資料があった場合に、棄却取消裁判を起こされては困る」等の理由で、未検診死亡者の病院調査を「棚上げする」ことを密約していたことが明らかになりました。

2012年2月27日、福岡高裁は、チエさんが罹患していた四肢抹消の感覚障害の原因はメチル水銀であり、チエさんを水俣病と認めるよう義務付ける判決を言い渡しました。

全国から1800人をこえる方々が、熊本県に対して上告せずこの福岡高裁判決を確定するよう求める署名を提出しましたが、県はこの抗議の声を無視して2012年3月に上告をしました。